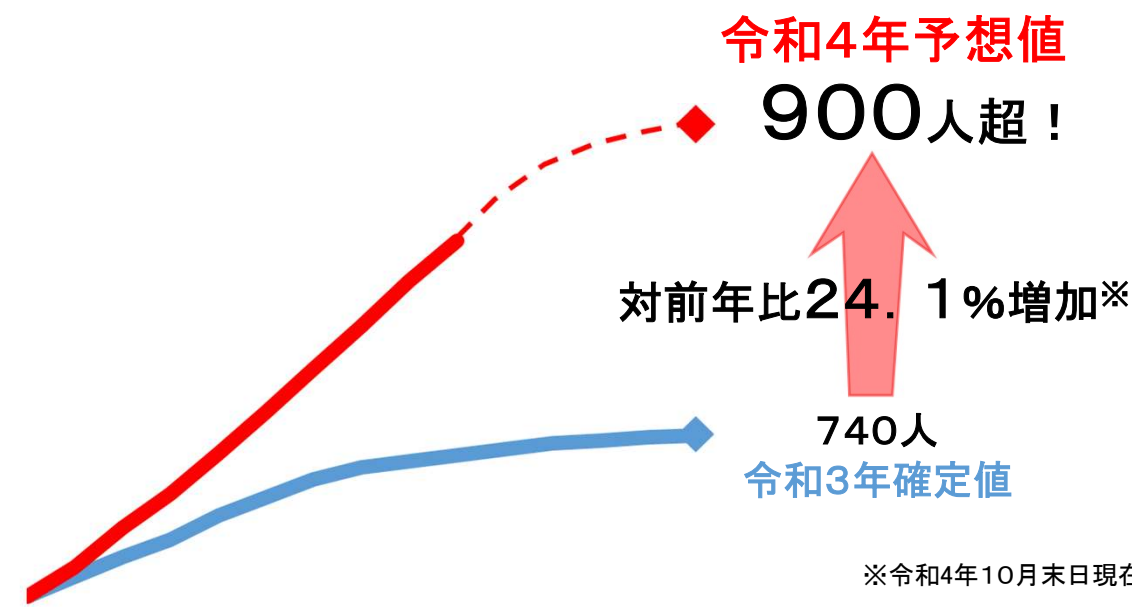


労働災害多発警報発令!!

四日市労働基準監督署管内において**労働災害が多発**しています！

当署管内の令和4年10月末日現在の休業4日以上の死傷者数（速報値）は、618人で対前年比24.1%（120人）増加しています！

このままの増加率で推移すると当署管内の令和4年の死傷者数は900人を超える予想となり、平成10年（1998年）以来の水準となります。



このような危機的な状況から、当署では、令和4年10月1日から令和4年12月31日までを「労働災害防止特別強化期間」とし、「**労働災害多発警報**」を**発令**しています。

労働災害防止特別強化期間

令和4年10月1日 ~ 令和4年12月31日

各事業場において裏面を参考に労働災害防止対策への**取組**を強化してください。



四日市労働基準監督署

労働災害防止特別強化の取り組み内容

1 転倒災害防止対策

□「転ばぬ先の杖48※」の活用

※転倒災害事例を分析し作成した転倒予防の48の方法

□転倒災害ゼロを目指して、転倒予防リレーの実施

参考: 当署では、「みえきたSTOP！転倒災害プロジェクト2022～転ばぬ先の杖48～」と題して転倒予防に注力した取り組みを推進しています。

詳しくは「みえきたSTOP！転倒災害プロジェクト2022」で検索ください。

2 墜落災害防止対策

□手すりの設置

□開口部に、囲い、手すり、覆いを設置

□フルハーネス型安全帯等、高さに応じた墜落制止用器具の使用

□はしごの上部・下部の固定、立て掛け角度75度程度確保、上端は60cm以上突出させる

□脚立の天板に乗って作業をしない

□トラックの荷台からの墜落・転落災害防止対策(墜落時保護用のヘルメットの着用等)

参考: 令和4年度墜落災害防止強調月間チェックリスト(三重労働局HP)

3 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策

□機械の掃除・検査・修理・調整等(トラブル・不具合対応等)の作業を行う際は、必ず機械の運転を停止する

□安全装置等の有効化、安全作業手順の厳守

□リスクアセスメントの導入、残留リスクに対するリスク低減措置の実施

参考: 職場のあんぜんサイト(厚生労働省HP)

4 高年齢労働者の安全衛生対策

□「エイジフレンドリーガイドライン」の推進

参考: 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)(厚生労働省HP)

5 交通労働災害防止対策

□交通ルールへの順守

□運転時及び歩行時の安全確認の徹底

□安全衛生教育の実施

参考: 交通労働災害防止のためのガイドライン(厚生労働省HP)